

研究種目： 基盤研究（C）
 研究期間： 2007 ～ 2009
 課題番号： 19520623
 研究課題名（和文）
 絶対王政期フランスの宮廷構造研究
 研究課題名（英文）
 A fundamental Study on the Structure of French Court under the Absolute Monarchy
 研究代表者
 安成 英樹 （ YASUNARI HIDEKI ）
 お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・准教授
 研究者番号： 60239770

研究成果の概要（和文）：本研究は、絶対王政期フランスにおいて、「権力」と「権威」という不可分の局面を体現する宮廷という場がいかに形成されていたか、その基本構造およびその実態を明らかにすることを目的としている。エリアスの古典的研究以来、しばしば王権の統治システムの要の一つとして重要視されてきたにもかかわらず、宮廷という組織の基本構造および機能が実は未解明のままであることに着目し、その構造・諸部局の実態解明、時代による変遷、その果たした機能とその変容などについて総合的な分析を目指した。具体的には、宮廷の組織的人的構造の解明（人員配置を含むフランス宮廷の詳細な「見取り図」の作成）、その時代的な変容、宮廷役人の具体的な職務と官僚集団としての特質の分析（官職売買制度との関係性）などを分析し、国王の宮廷統御の手法を検証した。

研究成果の概要（英文）：This research aims to investigate fundamentally the structure of French court under the Absolute Monarchy which had once seemed to be progressing smoothly for the centralization of power. The court was the “center” of royal power and its authority, but in spite of its firm image as Norbert Elias showed us excellently, the basic structure, its actual situation and personnel of the court were, strange to say, as unclear as ever. We try to take up the French court, and extract its features, especially its details of organization and the members which got the court's offices.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：フランス近世史、国制史、宮廷、官僚制、官職売買制度、宮廷役人、絶対王政

1. 研究開始当初の背景

フランス絶対王政の研究は、これまで主と

してその権力構造の分析、すなわち中央集権の進行程度、いいかえれば国家による臣民の

統合強化の過程の解明に重心が置かれてきた。絶対王政という体制は、中世封建制社会から近代資本主義体制への移行期に出現するものであり、また後に続くフランス革命をどうとらえるかという関心とも相まって、19世紀以来多くの研究者の分析対象となっており、その間膨大な研究が蓄積されてきた。その結果、その統治の実態が明らかになればなるほど、旧来いわれてきたような強力な中央集権的王権のイメージ（すなわち没落する貴族と台頭するブルジョワジーを手玉に取りながら、官僚制と常備軍という強力な統治手段を大規模かつ急速に発展させて臣民統治を強力に推し進めるといった絶対王政に対する中央集権的＝古典的イメージ）は、大きな修正を余儀なくされてきている。

第一に、国王の手足たる官僚制については、確かに規模が拡大したとはいえ、その基本原理として広く官職売買制度が深く浸透しており、国王役人とはまずもって官職という公的な地位を金銭で買った（すなわち公的機能を私的に占有した）存在であった。国王には彼らの任免権すらないというのが実態であった。もう一つの強力な暴力装置たる常備軍も、員数の上では急激な拡大をみたものの、実態は中世末からの傭兵的性格が色濃いものであり、兵士の質の悪さ、兵員数の水増しの常態化といった悪弊が明らかになっている。他方、フランス絶対王政が、それまでの中世王権とは明らかに違って、強大な国王権力の確立に突き進んだという事実も動かしがたい。そして、官僚制や常備軍といった「権力」基盤が、上述のように脆弱であったとすれば、これを補うものとしての「権威」という側面についての検討の必要性が浮上してくる。

「権威」とは、極言すれば「権力」を補完しその行使を正当化するもの（支配者の強権の発動に対して、被治者側にそれへの積極的な同意・肯定を促すもの）といえるであろう。また、いかなる政体でも権威的、儀礼的な側面をもたずにはいられない(L. ハント)ように、権威とは権力と並ぶ統治システムのいわばコインの片面なのである。にもかかわらずこの権威についての分析は、権力のそれに比べれば著しく立ち遅れているといわざるをえない。とはいえ、国王の権威の問題については M. ブロックや N. エリアス、E. カントロヴィッチの先駆的取り組みがよく知られており、また我が国においても二宮宏之「王の儀礼」（『権威と権力』岩波書店、1990）を嚆矢として多くの研究がなされてきている。ただし、こうした研究は、自らの権威を称揚、発動するものとして国王が執りおこなう宮廷儀礼や国家儀礼（聖別式、入市式、親裁座等）、各種の祝祭やスペクタクル、果ては騎馬像や版画、メダルにいたる国王イメージの

浸透を意図したメディアといったもの、なかなか儀礼の問題に焦点をあてたものが中心であったといえる。

2. 研究の目的

こういう研究状況を踏まえうえて、本研究の目的は、この権力と権威がともに発揚される常設舞台というべきフランス宮廷の基礎的構造の解明におかれる。

フランス宮廷は、ルイ 14 世時代のヴェルサイユ宮における壮麗で煩瑣な宮廷儀礼によって人口に膾炙しているが、一步踏み込んでその実態を見てみると、実は基礎的な組織の概要すらよく分かっていないのである。無数にあった宮廷内官職についても、それが実際にどんな役割をどんな人々が担ったのか、よくわからない事例があまりにも多い。そのために、本研究では、絶対王政期フランスにおける宮廷の制度的、人的な基礎構造を多角的総合的に解明し、その果たした機能をあらためて検討し直すことに焦点を当てた。

「権力」のみならず「権威」という側面の解明が求められている状況のなか、この二つの結節点である宮廷、その存立構造に焦点をあてることには大きな意味があるであろう。とくに、「宮廷」という存在が、単に国王の居場所（ヴェルサイユ宮など）を意味するのみならず、むしろ国王や王族、彼らに仕える王家の役人や宮廷貴族、取り巻きなどの「人間集団」自体を指すことこそ重視すべきであり、その人的配置、位階秩序、社会的結合関係の解明を通して、宮廷のもつ機能や構造的性質を明らかにする必要がある。というのも、こうした宮廷役人、宮廷貴族たちそのものに着目した既存研究がほとんどないからである。さらに、C. ギャーツのいうように宮廷が他の社会から隔絶された別世界ではなく、当時の社会そのものの縮図、ミクロコスモス＝「模範的中央」であるならば、その実態を詳細に解明することは、近世フランスの社会構造の理解に大きく資することになる。

3. 研究の方法

本研究では、まず最初にフランス宮廷の組織の全容把握が急務となる。ヴェルサイユに定着した時期のフランス宮廷の組織につきできる限りの史料文献を渉猟してその全体図を示す。当時の宮廷は、宮内府 Maison du Roi、近衛府 Maison militaire du Roi に二分され、その元に多数の下位部局・部隊がおかれており、それぞれ数十～数百人の属僚を従えている。ただし、これらの具体的組織構成、役割、員数、さらには時代的な組織形態の変化など、いずれも現在のところ不明のままであるものが多い。したがってその詳細を地道に究明していく必要がある。また、それぞれの官職に就いていた宮廷役人個々人に

についての詳細なデータをできうる限り収集し、プロソポグラフィの手法を用いてその集団的特質を計量的に析出することを試みた。

また、文官組織である宮内府の特定の部門をピックアップし、その部門の宮廷役人の実像に迫る。具体的には、国王の身边近く仕え、宮廷内でも威信の高い大膳部と寝室部（+衣裳部）の二部局、なかんずく国王の起居や身边の雑事を取り仕切った寝室部の第一扈從官、常任扈從官について集中的に解明を図り、具体的な宮廷役人像を呈示したい。

4. 研究成果

フランス宮廷の基礎的な構造分析によって明らかにしたことは以下の通りである。

(1) 宮廷の組織的・人的構造

フランス宮廷は、1682年のヴェルサイユ移転以降、ルイ14世はその治世後期にこの地からほとんど動かず、またサン＝シモン公を初めとして宮廷の内情を窺い知れる日誌や回想録などの主要史料がこの時期に集中していることも手伝って、これまで当該時期のいわば静的分析にとどまっている。しかしながら、こうした細密で大規模な組織と煩瑣な儀礼によって完成されたかに見える宮廷が厳格に維持されたのは、実は1682年からルイ14世が死去する1715年までのわずか三十余年に過ぎないのであり、周知のように中世からヴァロワ朝にかけて宮廷は、パリ近郊のみならずロワール渓谷周辺の城館を初め、国王の所有する宮殿を転々と移動した。こうした傾向はブルボン朝になっても変わらず、諸王はパリを長期にわたって留守にすることはもはや無くなったとはいえ、近在のサンジェルマン・アン・レー宮やフォンテーヌブロー宮などを頻繁に行き来した。したがって宮廷というものはその構成員がこぞって王の後を追って移動するというのが常態であったのである。こうした時期に関しては、「時計と暦があれば陛下が今なにをしているか300リユ離れたところからでも分かる」（サン＝シモン公）という状況はありえない。上記のような、毎日が厳格なスケジュールで動く時計仕掛けのごとき宮廷、というイメージはきわめて限られた時期の、誇張された姿に過ぎないことに留意する必要がある。

またアンリ4世やルイ13世時代の宮廷は宗教戦争の動乱を引きずって粗野で無骨、田舎くさいと称されるような気風であったといわれている。ルイ14世ですら青年期においては、儀式や権威の高揚という側面に如実な関心、強い嗜好性を示したものの、若者らしい気さくさと稚気、澁刺とした気風を帯びた宮廷生活を送ったとされる。したがって、この時期の宮廷は、構造としてもまた人員としても流動的な性格が強く、未だ確固とした組織基盤を持たなかったと推定される。

ただし、こうした時期に関しては、その実態を解明するための基礎史料が乏しく、その具体的様態を明らかにするにははなはだ困難であった。

結局のところ、宮廷の基本構造（見取り図）として呈示するのは、史料上の制約からしてヴェルサイユに宮廷が固定された17世紀後半期のものに限定せざるをえない。その限られたデータや諸先行研究から、どうにか示しうるものは以下の通りである。

当時のフランス宮廷は、宮内府と近衛府に大きく二分されるが、宮廷の文官部門である宮内府について、その主要部局として列挙すべきは以下の9部門である。

- 1 宮廷聖職者団
- 2 大膳部
- 3 寝室部（3' 衣裳部）
- 4 厩舎部
- 5 主獵部
- 6 国王建築事業部
- 7 儀典部
- 8 宮殿部
- 9 宮廷審問部

上記の主要9部門には、それぞれ「王冠の高官」と呼ばれた各部門の長を首座として、数十人から数百人の規模で国王役人が配置され、複雑な下位部門を構成している。当然のことながら、時代によってその消長がみられる。

また、近衛府については、17世紀後半に急速に規模が拡大されていくが、それでも依然として具体像を把握するのは困難である。それでも、1690年頃には大まかな部隊編成と機構の整備が完成を見、それによれば古き伝統を持つ国王近衛4個中隊 *compagnie des gardes du corps* を初めとし、近衛騎兵中隊、近衛軽騎兵中隊、スイス百人隊、銃士隊など宮廷内に勤務する部隊だけで総員2690名、フランス近衛連隊、スイス近衛連隊（いずれも歩兵部隊）、国王騎馬隊など郊外に駐屯する部隊を含めれば約1万名に上る部隊を編成していた。

宮廷の人員規模がどれくらいかという点については、論者によって甚だしく異なっている。たとえばソルノンによれば、ヴェルサイユへの宮廷移転後、宮内府自体の規模が大幅に拡大し実情に見合ったものに整理・統合されていくなかで、下級の雑役を担う人員は飛躍的に増大するが、ルイ14世は宮廷内の官職をこれ以上増やすことを望まず、結果としてその官職保有者数はアンリ3世時代より少ないほどであったという指摘をしている（アンリ3世の即位時の宮内府の官職保有者は1064名、1584年には1094名）。総じてルイ14世は、それまでの気前のよい宮廷官職の付与に否定的で、身边に仕える者たちへの統御を強めようと意図したように思われる。

(2) 宮廷役人の組織と機能 (寝室部)

宮廷の複雑極まりない組織をすべてつまびらかにすることは、きわめて困難である。したがって、これらのうち重要と思われる一部局につき、さらにその機能および人員配置について詳細な分析を試みた。取り上げたのは国王の身边近くに仕え、王の居住空間(王のアパルトマン)を統括し、身の回りの世話を担当した寝室部 *Chambre du Roi* である。

寝室部は、国王の寝室をはじめとして国王の起居する部屋群 (アパルトマン) を管理・運営し、さらにそれぞれの持ち場で国王に扈従することが主要な職務である。そもそも国王の寝室、そしてその寝台 *lit* は、玉座以上に国王の権力と権威を表象するものとして特段の重要性をもっていた。この部局を統括するのは、フランス侍従長 (代々フランスきっての名門貴族であるブイヨン家が世襲) であり、これを補佐する役職として4名の寝室部第一侍従が置かれ (一年交替で勤務)、さらにその下に寝室部第一扈従官 (4名、3ヵ月ごとに交替) が続く。国王が就寝する際に足下の簡易ベッドで休み、毎朝国王を定刻に起こす役を務めたのは彼らである。さらにその下には寝室付侍衛官 (16名、国王の寝室だけでなく国王が居留する部屋の入口に侍衛する役を果たし、テ・デウムや親裁座の際には国王を先導した) や常任扈従官など、下記に示すような多数の宮廷役人が配置されていた。

- i) フランス侍従長 *grand chambellan de France* 1名
- ii) 寝室部第一侍従 *premier gentilhomme de la Chambre* 4名 (一年交替)
- iii-1) 寝室部第一扈従官 *premier valet de chambre* 4名 (*quartier*)
- iii-2) 寝室付侍衛官 *huissier de la Chambre* 16名 (*quartier*)
- iii-3) 控えの間付常任侍衛官 *huissier ordinaire de l'antichambre* 2名 (*semestre*)
- iii-4) 国王執務室付侍衛官 *huissier du Cabinet* 2名 (*semestre*)
- iii-5) 寝室部常任扈従官 *valet de chambre ordinaire* 約 32名 (一部は四半期交替、一部は隔年勤務)
- iii-6) 外套役 *porte-manteau* 12名 (*semestre*)
- iii-7) 常任外套役 *porte-manteau* 1名
- iii-8) 銃器役 *porte-arquebuse* 2名 (*semestre*)
- iii-9) 常任大槌役 *portemail ordinaire* 1名
- iii-10) 第一理容師兼扈従官 *premier barbier et valet de chambre* 1名
- iii-11) 理容師兼扈従官 *barbier et valet de*

- chambre* 8名 (*quartier*)
- iii-12) 常任理容師 *barbier ordinaire* 1名
- iii-13) 王室室内装飾役扈従官 *tapisserieur valet de chambre* 8名 (*quartier*)
- iii-14) 時計役 *horloger* 4名 (*quartier*)
- iii-15) 修理役 *renouveau* 3名 (4ヵ月交替)
- iii-16) *opérateur du roi pour la pierre* 1名
- iii-17) 寝室部常任小姓 *garçon ordinaire de la Chambre* 6名 (*quartier*)

- iii-18) 寝台家具運搬役 *porteur de lits et meubles de la Chambre* 9名 (*quartier*)

さらにこの部局には侍医長 *premier médecin* を筆頭に、内科医、外科医、薬師など 60名を超える国王の侍医団も所属しており、また多数の技術者、職人たちも侍従の資格を得て多数帰属していた。

さて、こうした役人たちがどのような職務を日々こなしていたのかについては、一部を除き残念ながら不明である。したがって寝室部宮廷役人の主要なポストの一つで、また最新の研究からある程度その職能や在任者の基礎データが明らかになっているものを取り上げて、その実態を明らかにすることを試みた。具体的には、寝室部の中核的なポストである第一扈従官および常任扈従官という役職である (以下は、Da Vinha の研究に負うところが大きい)。

寝室部の諸役人の中で、第一扈従官と常任扈従官の占めた位置はきわめて大きい。ルイ 14世は、宮廷を舞台と考え、そこで厳粛かつ華麗に国王という主役の演技をすることを自らに課した希有な個性の人物であるが、そうした国王がその舞台裏でほっと息をつく、その場に立ち会い国王の「私」の顔をつぶさに見ることを許されたのが、彼ら扈従官たちであったということができる。すでに述べたように、第一扈従官は国王の就寝に際しその足下に随伴して寝るという役回りを果たしており、必然的に国王ときわめて近い、気心の知れた相手でなくては勤まらなかった。なにより、その職務上、第一扈従官は朝と夜、日に二度も一対一で国王と顔を合わせる環境下にいたわけであり、その信任はきわめて厚くならざるを得ない。ルイ 14世は、1645年から第一扈従官とともに就寝したと伝えられる。当時王は7歳、それまで乳母や家庭教師など女官の手で育てられていたが、7歳からは男の傅育係の手で国王としての素養を学ぶのが当時のしきたりであった。その傅育係の担当切り替えとほぼ同時に、こうした就寝時の添寝慣習が始まったことになる。

また、王国統治の中枢である国王諮問会議の運営に関しても、会場 (諮問会議の間の座席の配置など) の準備や出入室者の管理など下請け役ではあるが重要な仕事を委ねられ

ていた。こうした本来ならさして重要な役回りとは言えないように思われるかもしれない彼らは、しかしながら宮廷内のどこにでも国王の身体に影のように随従する存在であり、君主との距離観こそがきわめて重要で象徴的な重要性をもつ宮廷という特殊な世界では、彼らの存在は我々が想像する以上に大きなものであったと想定しうるのである。

(3) 国王役人としての特質

さて、こうして宮廷内で重要な役割を担っていた第一扈從官、常任扈從官であるが、彼らは同時に当時の官僚制度に深く根ざしていた官職売買制度の特徴を否応なく帯びることとなった。すなわち、当時の宮廷役人を初めとしていわゆる国王役人のポスト(文官のポストは総数約 45000)は、そのほとんどが一定の税負担と引き替えに売買・譲渡・相続(世襲)が可能な売官職であった。官職 office を手に入れるには、まずもってその官職を大金でもって購う必要があった。こうした特異な制度は、元々は財源不足のために王権がしばしば官職を売却したことから一般化し、1604 年のポーレット方で正式に法認されることになった。その結果、官職を欲するブルジョワジーがこれらを購入し、その上層部は世襲可能な貴族位を獲得するにいたることはよく知られている(法服貴族の誕生)。これら官職保有者 officier は、官職というきわめて安定した投資先を見いだしたわけであり、公的権能の私的占有といった家産官僚制がここに確立する。王権側からすれば、本来財政的必要から自ら官職の新増設に手をつけたとはいえ、よほどの自由のない限りこれら官職保有者を罷免することができず、官職保有者たちはそれぞれの同僚間で官職保有者の社団を形成し、しばしば王権と対立するにいたった。こうした半自立的な官僚集団が、王権にとっての大きな足枷となっていくことはよく知られることである。

こうした官職売買制度は、当然ながら扈從官ら宮廷役人の世界でもごく当たり前のシステムであった。宮廷内の官職は扈從官職に限らず売買の対象であった。むしろ当然というふうに、官職数を増大させるために取られた半期交代制 semestre(2 人の同職者が、半年ごとに職務を担当)や四半期制 quartier(4 人の同職者が 1 年のうち 3 ヶ月ごとに交替して職務を遂行)といった旧習が広範に見られたのである。第一扈從官も定員は 4 名で、3 ヶ月ごとに交替で国王の側近くに侍った。常任扈從官も 32 名のうち 8 名ずつが 3 ヶ月ごとに交替で任務に就いていたのである。

また、第一扈從官や常任扈從官の官職価格は高額な部類に属しており、第一扈從官についてはきわめて高額であって 17 世紀半ばの 2 回の売買ではいずれも 10 万リーヴル、18 世

紀には 15 万リーヴル、24 万リーヴルという高値で売買がなされている。その購入平均価格は、147500 リーヴルである。他方、俸給 gage は、当時の官職に共通する小額で、わずかに 700 リーヴル(ただし特別手当などで年 6000 リーヴルの収入があった)にすぎなかった。価格でいえば、高等法院の評定官職の約 2 倍以上、国王の高級行政官僚たる訴願審査官のかかきよりも少し高額というところであり、そのポストの重要性が金額面にも反映されているというべきであろう。ただ、その高額な官職への投資が、得られる収益に見合うかといえば、投資資金の回収という面ではかなり厳しいものがあつた。要するに、これらのポストは、官職を保有することで得られる直接的経済的利益よりも、宮廷内での威信、周囲からの尊敬の念といった非経済的な、社会的な価値というものが重要と見なされたその反映であろうし、またこういった価値観は当時の「身分感覚」に対して非常に敏感で、他者からの「名誉」をきわめて重視する社会においては自然な感覚であつた。一方、常任扈從官についてはこれよりずっと価格が下がって、17 世紀に 13000 リーヴル、18 世紀後半にかけて高騰し 25000 リーヴル、平均して 18167 リーヴルというところであつた。ざっと見て高等法院評定官の 1/3 程度といったところであろうか。

以上の諸点を見る限り、宮廷役人の代表的な存在というべき第一扈從官や常任扈從官には当時の典型的な売官職の特質が非常に多く見られる。しかしながら、とりわけ第一扈從官に就いた人々の勤務状況を詳しく分析してみると、国王の身边近くに仕えるということから、他の官職には見られない数々の特異な性格を見て取ることができる。まずは第一扈從官たちの在任期間の長さである。すなわち第一扈從官に選任された人物は、しばしば数十年にわたってその職務を担っている。政治体制の変動(たとえば国王の死去や宰相の交代といった)にかなり敏感に影響を受け、更迭されるものがある一方で、このポストに就いた 19 人中 9 名は、在任期間が 25 年を超えているのである。こうした傾向を見れば、国王、とくにルイ 14 世は気のあつた人物に長期にわたってこのポストを委ねていたことは確実であり、要するにこの官職の任用者は国王の意に染む人物が慎重に選ばれていたことを示している。

なかでも 1659 年から 1701 年まで第一扈從官を勤めたボンタン Alexandre Bontemps は、ルイ 14 世から特別に重用された人物といつてよい。たとえば、1665 年同僚のジェローム・ブルアンが事故死したためその息子ルイがその職を襲ったが、彼が幼年であつて第一扈從官の職務が勤まらない、すなわち事実上空席になったとき、他の同職者三人のうちも

っとも軽輩であったボンタンが、自身の3ヶ月勤務に加えてこのルイ・ブルアンの勤務期間3ヶ月をも合わせ、年間6ヶ月にわたり第一扈從官としての勤務を命じられたのである。ルイ・ブルアンが18歳となった1678年に第一扈從官としての実質的勤務を始めるまでのあいだ、ボンタンは年の半分を第一扈從官として国王の身边近くに仕えたことになる。こうしたボンタンの重用はこれ以後も続き、彼は周囲から国王の恩寵深き廷臣として羨望されることとなる。このように、国王は宮廷役人のポストに誰を任用するかに関して、かなり強力な影響力を行使したのであり、一般の任免不可能な官職保有者と宮廷のそれとは大きな性質の差違が認められるのである。こうしたお気に入りの登用が、国王による宮廷内統御の有力な手法たり得たことは想像に難くない。

(4) 課題と展望

今研究ではフランス宮廷の基本的構造、時代的変容、その人員配置、宮廷役人たちの特質の析出に取り組んだ。しかしながら、それら一連の作業は未だ中途であるといわざるをえない。宮廷の組織が複雑極まりないうえに（ソルノン曰く、宮廷は「時代にそぐわなくなつたものを強引に廃止することなく、新たなサービス部門を継続的に付け加えることで漸進的に構成された、不均質な総体」であるとしている）、時代に応じて拡大または縮小される不定形の組織形態であった。

とくに、ルイ14世時代のヴェルサイユ宮廷の前後、すなわち17世紀前半や18世紀の宮廷

のありようについては、さらに検討が必要であろう。

さらには、フランス以外の諸宮廷、とくにハプスブルク家支配下のスペイン、オーストリア、あるいはイングランド宮廷などとの比較を通して、宮廷組織の機能的な差異、そのうえで浮かび上がってくるフランス宮廷の特異性を析出していくことが不可欠であろう。

5. 主な発表論文等

[学会発表] (計 1件)

①安成英樹「絶対王政期の宮廷とその国王役人の諸相—寝室部 *Chambre du roi* 諸役人を中心に—」、フランス史研究会、2007年10月14日、慶應義塾大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安成 英樹 (YASUNARI HIDEKI)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・准教授

研究者番号：60239770